

平成 23 年 3 月 18 日

各 位

会 社 名 エフワン株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 宮崎 國敏  
(コード番号 8128 大証第 2 部)  
問 合 せ 先 経理部長 花田 憲一  
(TEL 06-6241-8520)

## 当社完全子会社化のための定款の一部変更 および全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 4 日付「臨時総会および普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて、平成 23 年 2 月 21 日（月曜日）を基準日として平成 23 年 4 月中旬に臨時株主総会および当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会を開催する旨をお知らせしておりましたが、本日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項を付すための定款一部変更および全部取得条項付普通株式（下記「I. 1. (1) 変更の理由」において定義します。）の取得の決定について、平成 23 年 4 月 12 日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項を付すための定款一部変更について、同日開催予定の普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### I. 当社の完全子会社化のための当社の定款の一部変更について

##### 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件

###### (1) 変更の理由

平成 22 年 12 月 10 日付「支配株主であるグッドヒル株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「当社賛同表明」といいます。）等にてご報告申し上げておりますとおり、当社の親会社であるグッドヒル株式会社（以下「グッドヒル」といいます。）は、当社が直近 3 事業年度において連続して経常損失および純損失を計上するに至り、当社がかかる状況を脱するためには、早急に抜本的な事業構造の転換を図りつつ、海外市場等への本格的な進出の投資を施策することが必要であると判断し、また、かかる抜本的な事業構造の転換および海外市場等への本格的な進出の投資施策に伴い当社の株主の皆様が発生するリスクの負担が及ぶことを回避しつつ、上場維持のコストを削減するとともに、当社の中長期的な企業価値向上のため、簡素化された株主構成の下、短期的な業績に左右されることなく、機動的かつ柔軟な経営判断が遂行できる体制を構築し、抜本的な事業構造の転換および海外市場等への本格的な進出の投資施策を早急に実施していくためには、グッドヒルが当社の全株式（自己株式を除きます。）を取得して非上場化することが最善の手段であると考え、平成 22 年 12 月 13 日から平成 23 年 1 月 31 日まで当社の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いました。その結果、グッドヒルは、平成 23 年 2 月 4 日の決済日をもって、当社普通株式 8,966,924 株（発行済株式総数に対する割合 43.65%）を取得し、本日現在、当社普通株式 18,634,810 株（発行済株式総数に対する割合 90.72%）を所有するに至っております。なお、総株主の議決権の数（平成 23 年 2 月 1 日現在 20,321 個として計算しています。以下同じ。）に対するグッドヒルの議決権の数の割合は 91.70%となっております。

当社も、上記状況を脱するためには、早急に抜本的な事業構造の転換を図りつつ、海外市場等への本格的な進出の投資を施策することが必要であるとの認識をグッドヒルと共有し、また、これらの

施策を実現するためには、グッドヒルと同様の理由により、グッドヒルが当社の全株式（自己株式を除きます。）を取得して非上場化することが最善の手段であるとの結論に至り、当社賛同意見表明において公表しておりますとおり、本公開買付けに賛同いたしました。さらに、グッドヒルが、当社に対し、グッドヒルが当社の全株式を取得することを通じて当社をグッドヒルの完全子会社とするための一連の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施するよう要請を行ったため、上記本公開買付けの結果を踏まえ、当社はかかる手続を実施することといたしました。

具体的には、当社は、以下①から③の手続（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）を実施することといたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別の種類のA種種類株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更して、当社普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行います（以下、全部取得条項が付された当社普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、上記①によるA種種類株式155万分の1株を交付する旨を定めるものとします。
- ③ 会社法第171条第1項ならびに上記①および②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主（当社を除きます。）の皆様（以下「本件株主様」といいます。）から当社の全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、取得対価として全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を155万分の1株の割合をもって交付します。会社法第171条ならびに上記①および②の変更後の当社定款の規定に基づき、当社がグッドヒル以外の本件株主様に交付するA種種類株式は1株未満の端数となる予定であり、このように交付される種類株式が1株未満の端数となる本件株主様に関しては、1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。当該③の手続の完了により、グッドヒルのみが当社の株主となる予定です。

本種類株式発行に係る定款一部変更は、上記本定款一部変更等のうち①を実施するものであります。

具体的には、会社法上、全部取得条項付種類株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、本定款一部変更等の①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である本定款一部変更等の②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、当社の定款の一部を変更して、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式として、本種類株式発行に係る定款一部変更においては、以下の内容のA種種類株式を設けることとしております。なお、下記「Ⅱ. 全部取得条項付普通株式の取得の件」にて説明申しあげますとおり、本定款一部変更等の③における全部取得条項付普通株式の取得の対価は、A種種類株式としております。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本種類株式発行に係る定款一部変更は、本臨時株主総会において同定款変更案に係る議案が承認可決された時点で効力を生じるものとします。

（下線部は変更箇所）

現行定款	本議案に係る変更案
（発行可能株式総数）	（発行可能株式の種類および総数）
第6条 当社の発行可能株式総数は、 8, 200万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 8, 200万株とし、このうち普通

	株式の発行可能種類株式総数は8199万9980株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は20株とする。
(新設)	<u>(A種種類株式)</u> <u>第6条の2 当社は、残余財産を分配するときはA種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。</u> <u>2. 上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、普通株主または普通登録株式質権者およびA種株主またはA種登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</u>
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第7条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。
第8条～第16条 (条文省略)	第8条～第16条 (現行どおり)
(新設)	<u>(種類株主総会)</u> <u>第17条 第13条、第15条および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u> <u>3. 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>
第17条～第37条 (条文省略)	第18条～第38条 (現行どおり)

## 2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件

### (1) 変更の理由

上記「1. (1) 変更の理由」において記載しておりますとおり、当社は、本定款一部変更等により、本完全子会社化手続を実施したいと考えております。

本全部取得条項を付すための定款一部変更は、本定款一部変更等のうち②として、上記「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る議案が承認可決された場合に変更される定款（以下「変更後定款①」といいます。）の一部をさらに変更し、当社の普通株式に全部取得条項を付し、さらに当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、変更後定款①にて定められたA種種類株

式 155 万分の 1 株を交付する旨の定款の定めを設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであり、変更後定款①を追加変更するものであります。なお、本全部取得条項を付すための定款一部変更は、(i) 上記「1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じること、(ii) 下記「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決されることおよび (iii) 本種類株主総会において本全部取得条項を付すための定款一部変更と同内容の変更案に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 23 年 5 月 19 日に効力を生じるものとします。

(下線部は変更箇所)

変更後定款①	本議案に係る変更案
(新設)	<u>(普通株式)</u> <u>第 6 条の 3 当社は株主総会の決議によつて普通株式の全部を取得できるものとする。</u> <u>2. 前項に基づき、当社が普通株式を取得する場合、当社は普通株式の取得と引換えに普通株式 1 株に対して A 種類株式を 155 万分の 1 株の割合をもつて交付する。</u>

II. 全部取得条項付普通株式の取得の件

1. 全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

上記「I. 1. (1) 変更の理由」において記載しておりますとおり、当社は、本定款一部変更等により、本完全子会社化手続を実施したいと考えております。

本全部取得条項付普通株式の取得は、本定款一部変更等のうち③として、会社法第 171 条第 1 項に基づき、株主総会の特別決議によつて、本件株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、本定款一部変更等の①および②による各変更後の定款の定めに従い、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種類株式 155 万分の 1 株を交付するものであります。

本全部取得条項付普通株式の取得に係る議案が本臨時株主総会において承認可決され、全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合、当社は本件株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが、当該取得と引換えに当社が本件株主様に交付する取得対価は A 種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式 1 株につき本件株主様に交付する A 種類株式の数は、グッドヒル以外の各本件株主様に対して当社が交付する A 種類株式の数が 1 株未満の端数となるように、155 万分の 1 株としております。このように割り当てられる 1 株未満の端数となる A 種類株式に関しましては、会社法第 234 条の定めに従つて以下のとおりの端数処理がなされ、最終的には各本件株主様に対して現金が交付されることとなります。

すなわち、当社は、本全部取得条項付普通株式の取得に係る議案が承認可決され、全部取得条項付普通株式の取得の効力が生じた場合、本件株主様に交付することとなる 1 株未満の端数の合計数（但し、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合であっても、当該切り捨てられた端数部分を加味して売却代金が算定され、各本件株主様が割り当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）に相当する数の A 種類株式を、会社法第 234 条第 2 項、第 4 項および第 5 項の定めるところに従い、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しており、かかる売却により得られた代金を、上記のように交付される A 種類株式の数が 1 株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付す

ることを予定しております。

なお、上記売却代金については、必要となる裁判所の許可が予定通り取得できた場合には、別途定める基準日（平成 23 年 5 月 18 日とすることを予定しております。）においてグッドヒルを除く本件株主様が保有する当社全部取得条項付普通株式の数に 60 円（本公開買付けにおける公開買付価格と同額）を乗じた金額に相当する金銭を本件株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。

## 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

### (1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価およびその割当てに関する事項

当社は、取得日（下記(2)において定めます。以下同様。）において、別途定める基準日（平成 23 年 5 月 18 日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主様（当社を除きます。）の有する全部取得条項付普通株式を取得し、本定款一部変更等の①および②による変更後の定款の定めに従い、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株に対して A 種種類株式を 155 万分の 1 株の割合で交付します。

### (2) 取得日

平成 23 年 5 月 19 日とします。

### (3) その他

全部取得条項付普通株式の取得は、上記「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」および「I. 2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとします。

## III. 上場廃止について

上記「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」および「II. 全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、また、上記「I. 2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件」に係る議案が本臨時株主総会および本種類株主総会において原案どおり承認可決された場合には、当社普通株式は、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）の定める株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は、平成 23 年 4 月 12 日から同年 5 月 12 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 23 年 5 月 13 日をもって上場廃止になる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所において取引することはできません。

## IV. 日程の概要

平成 23 年 4 月 12 日（火）	本臨時株主総会および本種類株主総会開催日
平成 23 年 4 月 12 日（火）	上記「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生日
平成 23 年 4 月 12 日（火）	整理銘柄への指定
平成 23 年 4 月 13 日（水）	全部取得条項付普通株式の取得および A 種種類株式の交付に係る基準日設定 公告
平成 23 年 5 月 12 日（木）	当社普通株式の最終売買日
平成 23 年 5 月 13 日（金）	当社普通株式の上場廃止日
平成 23 年 5 月 18 日（水）	全部取得条項付普通株式の取得および A 種種類株式の交付に係る基準日
平成 23 年 5 月 19 日（木）	上記「I. 2. 全部取得条項を付すための定款一部変更の件」に係る定款変更の効力発生日
平成 23 年 5 月 19 日（木）	当社による全部取得条項付普通株式の取得および A 種種類株式の交付の効力発生日

以 上